

商品概要説明書ーりそな財形年金定期預金ー

2014年4月1日現在

項目	内 容												
1. 商品名	りそな財形年金定期預金												
2. ご利用者	事業主が導入した財形制度に加入した当該事業主の従業員（勤労者）で、加入時の年齢が満55歳未満であること。全取扱機関を通じて1人1契約となります。												
3. 積立方法	事業者が給与または賞与から天引のうえ、従業員（勤労者）に代わって積立します。												
4. 積立金額	毎月1円以上												
5. 積立期間	5年以上 毎年1回以上一定の時期に積立が必要ですが、2年未満（海外勤務は7年）に限り、中断可												
6. 積立の運用定期	期日指定定期預金												
7. 適用利率	預入（継続）日に店頭に表示する財形年金預金専用金利を適用します。												
8. 利息の取扱	1年を365日として日割計算（1年複利）します（付利単位1円）。 ※元金継続時に元加します。												
9. 支払方法	満60歳以降ご希望のときから、5年以上20年以内の間で、定期的に（3カ月毎、年4回）に年金をお受取りいただけます。（受取回数は21回～80回） 積立終了から年金の支払開始日まで6カ月以上5年以内の据置期間の設定が必要です。												
10. 手数料	預入および払戻の手数料は不要です。 ただし、年金のお受取口座が他行（りそな銀行、近畿大阪銀行を除く）の場合は、1回につき200円＋消費税（消費税は預入または払戻時点の税率に基づきます）の手数料がかかります。（年金額から手数料を差し引いた金額を振込します）												
11. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●財形年金定期預金は、原則お預入れの定期預金ごとの満期日までは解約できません。 ●各満期日以前に解約される場合、お預入れ時の約定利率を下回る「期限前解約利率」により、お預入れ日からご解約日前日までの日数について利息を計算し、元金とともにお支払します。 <p>【期限前解約利率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>6カ月未満</th> <th>解約日の普通預金利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6カ月以上1年未満</td> <td>約定利率（2年以上利率）×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6カ月未満</td> <td>約定利率（2年以上利率）×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6カ月以上2年未満</td> <td>約定利率（2年以上利率）×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6カ月未満</td> <td>約定利率（2年以上利率）×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6カ月以上3年未満</td> <td>約定利率（2年以上利率）×90%</td> </tr> </tbody> </table>	6カ月未満	解約日の普通預金利率	6カ月以上1年未満	約定利率（2年以上利率）×40%	1年以上1年6カ月未満	約定利率（2年以上利率）×50%	1年6カ月以上2年未満	約定利率（2年以上利率）×60%	2年以上2年6カ月未満	約定利率（2年以上利率）×70%	2年6カ月以上3年未満	約定利率（2年以上利率）×90%
6カ月未満	解約日の普通預金利率												
6カ月以上1年未満	約定利率（2年以上利率）×40%												
1年以上1年6カ月未満	約定利率（2年以上利率）×50%												
1年6カ月以上2年未満	約定利率（2年以上利率）×60%												
2年以上2年6カ月未満	約定利率（2年以上利率）×70%												
2年6カ月以上3年未満	約定利率（2年以上利率）×90%												
12. 当社が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772												
13. その他ご留意いただく事項	<ul style="list-style-type: none"> ●財形年金定期預金は、預金保険制度の対象となります。 ●財形年金貯蓄の非課税制度を適用でき、財形住宅貯蓄と合算して550万円まで非課税になります。ただし、年金以外の要件でお引出しされた場合は要件違反となり、お引出日から5年間さかのぼって、その間に生じた利息全額の20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）が源泉徴収されます。 ●年金受取期間中に年金以外のお引出しをされた場合は、年金受取り開始後5年後の応当日前日までであれば、お引出し日以後の利息の20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）が源泉徴収されます。（年金受取り開始後5年後の応当日以後であれば、払出し日以後の利息の20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）が課税されるのみで、5年間さかのぼって源泉徴収はされません。） ●利息の組入れ、積立金のお預入れ等により財形住宅の残高が非課税限度額を超 												

埼玉りそな銀行

（次頁に続きます）

過した場合は、以後利息の 20%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）が源泉徴収されます。ただし、据置期間中の予期せぬ金利上昇により、財形年金の残高が非課税限度額を超えた場合は、その時点で発生する利息全額を非課税扱いでお引出しすることができます。

- 5 年以上の期間にわたって定期的にお預入れいただくことが必要です。
- お預入れの中断期間が 2 年を経過すれば、5 年間さかのぼって追徴課税されるとともに、ご解約の手続きが必要となりますのでご注意ください。
- この預金は、「財形年金預金規定」によりお取扱いします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。